

高齢雇用継続給付の見直し（雇用保険法関係）

改正の趣旨

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）による高齢者雇用確保措置の進展等を踏まえ、高齢雇用継続給付の給付率を見直す。

改正前の内容

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高齢者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の15%を支給。

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は逓減した率

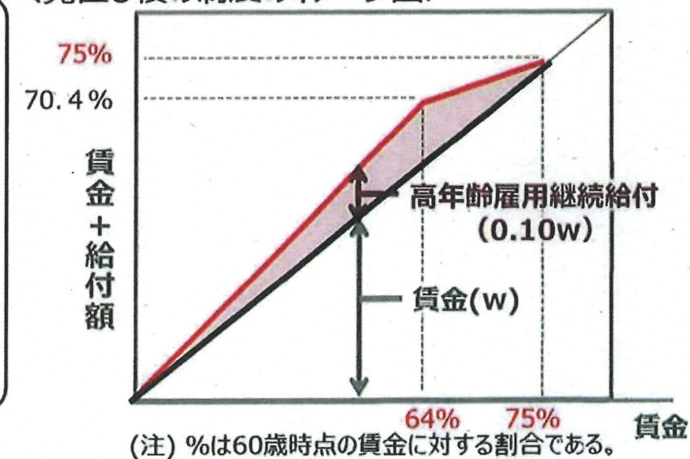
改正の内容

- 令和7年度から新たに60歳となる労働者への同給付の給付率を10%に縮小（令和7年4月1日施行）

※ 見直しに当たり、高齢労働者の処遇の改善に向けて先行して取り組む事業主に対する支援策とともに、同給付の給付率の縮小後の激変緩和措置についても併せて講ずる。

- 65歳以上の高齢者の70歳までの就業確保措置に対する支援を雇用安定事業に位置付ける。（令和3年4月1日施行）

＜見直し後の制度のイメージ図＞



＜制度変遷＞

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・80-85%：給付額は逓減 ・85%以上：支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15-75%：給付額は逓減 ・75%以上：支給しない



見直し後 (令和7年4月施行)
賃金の原則 10% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.4-75%：給付額は逓減 ・75%以上：支給しない